

平成17年11月29日

文京区長 煙山 力 様

文京区特別職報酬等審議会
会長 岩井 隆

特別職報酬等の額について（答申）

平成17年11月10日、文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定に基づき意見を求められた区議会議員の報酬の額並びに区長、助役、収入役及び教育委員会教育長の給料の額について別紙のとおり答申する。

答 申

1 はじめに

文京区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、平成17年11月10日、文京区長から文京区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づき、区議会議員の報酬の額並びに区長、助役、収入役及び教育委員会教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、諮問を受けた。

審議会は、次に掲げる基本方針及び会議運営方針に基づいて活発な意見の交換を行った結果、全員一致の結論を得て答申を取りまとめたものである。

2 会議運営等について

(1) 基本方針

委員は公正中立の立場を貫き、区民の代弁者として広い視野に立ち、自由な発言により問題点を検討する。

他の特別区をはじめ、東京都を十分に参考にするも、これにとらわれることなく、客観的に検討する。

(2) 会議運営方針

全員一致の結論に達することが最も好ましいので、そのために最大限の努力をする。

(3) その他

ア 審議会の意見は、書面で会長名をもって行う。

イ 会議及び会議録は、公開する。

3 一般職の給料及び報酬等の額の状況

(1) 一般職に対する平成17年の特別区人事委員会勧告

ア 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
428,355円	432,546円	△4,191円 (△0.97%)

イ 公民較差に対する配分

区 分	内 訳
給 料	△3,521円 (△0.81%)
諸 手 当	△ 222円 (△0.05%)
はね返り	△ 448円 (△0.10%)
計	△4,191円 (△0.97%)

(2) 昨年度の状況

一般職については、特別区人事委員会勧告が無かったため、改定を行わなかった。

特別職の報酬等についても、改定を行わなかった。

(3) 他の特別区との関係

報酬等の額を他の特別区と比較すると、その順位は中位から下位に位置している。

4 報酬等の額についての考え方

(1) 報酬等の額については、その職務と責任を考慮する。

(2) 一般職の最高号給の給料と収入役及び教育委員会教育長の給料の比較に配慮する。

(3) 特別職の報酬等の額について、平成14年・15年に減額改定を行ったことを考慮する。

(4) 他の特別区の報酬等の額との均衡を考慮する。

5 審議会における議論

(1) 景気は低迷から脱し、回復基調にあるとは言え、大企業にとどまっており中小企業には行き渡っていない現状を考慮すべきである。

(2) 多くの自治体の財政状況が厳しい中で、文京区が健全な財政運営を行っていることを考慮すべきである。

(3) 報酬等の額の適否を23区の財政状況から比較する際は、それぞれの行政サービスの状況が異なる事を考慮する必要がある。

(4) 職務の内容や職責の重さから、現在の報酬等の額は高いものではない。むしろ低いのではないか。

(5) 文京区の報酬等の額は23区中、中位から下位に位置している点を、考慮すべきである。

6 審議結果

審議会は、特別職の報酬等の額については現行のまま据え置きとするのが、妥当であるとの結論に達した。

7 おわりに

本答申については、審議会において慎重に審議し、全員一致の意見によるものであり、十分尊重されたい。

文京区特別職報酬等審議会委員

会 長	岩 井 隆
職務代理者	菅 沼 利 雄
委 員	大 川 米 子
委 員	角 地 隆 光
委 員	亀 井 美智子
委 員	黒 澤 義 一
委 員	昆 徳 郎
委 員	佐 藤 和 晴
委 員	富 田 鋼一郎
委 員	野 上 光 太